

令和7年度 根室市 Jazz 文化発信活動助成金募集要項

1 助成の目的

ジャズの街根室を広く全国へPRし、その文化的価値を遺し伝えるため、地域の団体の皆様が行うジャズ文化情報発信や地域行事等に対して、予算の範囲内において、根室市 Jazz 文化発信活動助成金として交付することにより根室市の Jazz 文化を地域で普及する機運醸成に向けた活動を促進することを目的とします。

2 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、根室市に居住するものが主体となって運営され、根室市内に本拠を置く団体とします。

3 助成対象事業

助成対象事業は、ジャズの街根室の文化的価値を広く発信する活動とし、次の各号のいずれかに該当する事業に対して、予算の範囲内で助成対象事業費の全部または一部を助成します。

- (1) ジャズ文化の情報発信に関する事業
- (2) ジャズイベントや地域行事に関する事業
- (3) その他、市長が必要と認める事業

助成対象事業	助成対象経費	備考
ジャズ文化の情報発信に関する事業	(1) パンフレット・ポスター・チラシ等の作成経費 (2) ホームページ作成費 (3) デザイン料 (4) その他市長が特に必要と認める経費	(1) 当該会計年度内に完了するものに限る。 (2) パソコン等設備購入に係る経費、通信経費、維持管理費のための経費を除く。
ジャズイベントや地域行事に関する事業	(1) パンフレット・ポスター・チラシ等の作成経費 (2) 会場借上料 (3) 講師、司会、ガイド等の謝金及び旅費 (4) 備品借上料 (5) その他市長が特に必要と認める経費	(3) 国又は道から当該助成事業について補助金等の交付を受けるときは、助成金額はその額を控除して得た額とする。

- 助成対象経費は、対象事業を行うのに必要な経費で、交付決定から令和8年3月31日までの期間に支払いが完了するものを対象とします。

4 助成額の上限

助成額の上限は、1 事業につき、40 万円とします。

5 募集期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和7年4月23日（水）

※予算の範囲内で助成するため、応募多数の場合は、申請された金額より減額する場合があります。

※助成金の申請は、1 団体 1 事業とします。

※助成金額が予算に達しない場合、募集期間を延長する場合があります。

6 助成金交付申請

助成金の交付にあたっては、「根室市 Jazz 文化発信活動助成金交付申請書」に、「事業計画書」、「事業収支予算書」、「団体概要書」（いずれも所定様式）、団体規約、団体構成員名簿（いずれも様式任意）を添えて、市（総合政策室）に申請する必要があります。

7. 実施報告書の提出

事業実施後、「事業実施報告書」、「事業実績書」、「事業収支決算書」（いずれも所定様式）及び事業実施が確認できる資料（様式任意）を添付し、速やかに提出してください。

8. 助成金交付決定及び交付までの流れ

①交付申請書等の提出⇒ ②交付決定⇒ ③【事業実施】⇒
④事業実施報告書等の提出⇒ ⑤助成金額確定⇒ ⑥助成金交付

9. 問い合わせ先

根室市総合政策部 総合政策室 総合政策担当

TEL 0153-23-6111

FAX 0153-24-8692

メール sog_seisaku@city.nemuro.hokkaido.jp